

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 賠償の金額

金25,848,532円

2 賠償する相手方

住所

氏名

法定代理人 親権者

住所

氏名

3 理由

環境体験学習活動中の事故により被害を与えたため。

令和2年10月26日

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 事故発生日時

平成30年10月18日 午後1時23分頃

2 事故発生場所

三田市福島1091番地2 兵庫県立有馬富士公園内

3 事故発生の状況

数人の児童が昼食時間中に枝を投げ合って遊んでいたところ、教員がこれら児童に対して適切な指導を行っていなかったため、付近にいた被害児童の左目の眼球に枝が刺さった。また、教員は目の状態を確認した際、その異常に気付かず事前に定められた緊急連絡体制に従った適切な対応を行わなかったことで、対応が遅れ後遺障害を負わせたものである。

4 示談成立年月日

令和2年10月26日